

令和 5 年 第 3 回

# 伊根町議会定例会会議録

令和 5 年 9 月 22 日（第 3 号）

伊根町議会

令和5年第3回（定例会）

## 伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和5年 9月22日 金曜日									
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール									
開閉の日時 及び宣告者	開 議	令和5年 9月22日 9時30分		議 長	佐戸仁志					
	閉 会	令和5年 9月22日 11時28分		議 長	佐戸仁志					
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠				
	1	上辻 亨	○	6	大谷 功	○				
	2	長谷川貴之	○	7	和田 義清	○				
	3	松山 義宗	○	8	濱野 茂樹	○				
	4	向井久仁子	○	9	佐戸仁志	○				
	5	山根 朝子	○							
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠				
	町 長	吉本 秀樹	○	保健福祉課長	石野 靖	○				
	副町長	上山 富夫	○	地域整備課長	橋本 利将	○				
	教育長	岩佐 好正	○	教育次長	増井 和彦	○				
	総務課長	鍵 良平	○	会計管理者	中川 雅貴	○				
	企画観光課長	千賀 和孝	○							
	住民生活課長	森田 連三	○							
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	嘱託職員	井上 康子	○				
会議録 署名議員	4番	向井久仁子		6番	大谷 功					
議事日程	別紙のとおり									
会議に付 した事件	別紙のとおり									
会議の経過	別紙のとおり									

# 令和5年 第3回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第3号)

令和5年9月22日(金)  
午前9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 保育園の開所時間について  
役場が保有するドローンの活用について 和田 義清
- 学校の熱中症対策について  
国民健康保険税の統一について 大谷 功
- 不登校・引きこもりの人への支援について 山根 朝子
- 漂流ごみ・海岸漂着物の処理について 長谷川貴之
- チャットGPTについて 上辻 亨

日程第 3 議案第65号 令和4年度伊根町歳入歳出決算認定について  
(討論・採択)

日程第 4 報告第 3号 専決処分の報告について(賠償額の決定及びその和解に関すること)

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

## 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 保育園の開所時間について  
役場が保有するドローンの活用について 和田 義清
- 学校の熱中症対策について  
国民健康保険税の統一について 大谷 功
- 不登校・引きこもりの人への支援について 山根 朝子
- 漂流ごみ・海岸漂着物の処理について 長谷川貴之
- チャットG P Tについて 上辻 亨

日程第 3 議案第 6 5 号 令和4年度伊根町歳入歳出決算認定について  
(討論・採択)

日程第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について (賠償額の決定及びその和解に関すること)

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

## 会議の経過

令和5年9月22日(金)  
午前 9時30分 開議

### ◎ 開議の宣言

○議長（佐戸仁志君） 皆さん、おはようございます。

猛暑の後は連日豪雨となり、全国各地、近隣市町でも災害が起きております。我が町は、今のところ何も聞いておりませんが、災害がいつ起こるかも知れず、注意・警戒していきたいと思います。それでは、ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐戸仁志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

4番、向井 議員

6番、大谷 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いしたいと思います。

### ◎ 日程第2 一般質問

○議長（佐戸仁志君） 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、保育園の開所時間について及び役場が保有するドローンの活用についてを通告議題とし、和田議員の発言を許します。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） おはようございます。

それでは、早速でございますが、通告書に基づき、保育園の開所時間と役場が保有するドローンの活用について、私の一般質問をいたします。

まずは1点目、保育園の開所時間について質問いたします。

7月に町主催の住民懇談会が町内4か所で開催されました。私も地元開催の際には、区会議員の1人として参加させていただき、他の3か所では傍聴させていただきました。各会場では、参加された住民の方々から様々な意見、要望、質問等がありました。その中で、子育て世代の住民の方から保育時間についての意見、要望がございました。内容としては、土日の保育実施、そして朝6時半からの開所、19時までの延長保育の実施を要望されるものでした。

これを望む理由として、町外勤務者等にとっては、18時までの延長保育が短いこと、総じて現況の保育園の子供預かり時間では、共働きで家庭を支えたくても勤務地や職種がどうしても制限されること、その最たる理由として、1世代で共働きをする移住者家族にとっては、小さい子供がいる場合、同居もしくは近くに住んでいる祖父母もしくは親戚等、いざというときに子供を預かって見てくれる存在者がいないと、思うように勤めに出ることもできないことを主張されておりました。

加えて、伊根町の保育時間は、1世代の移住者家族からの視点からすれば、近隣の他市町村と比べ充実した移住・定住、子育て支援政策に対し感謝しつつも、保育園の預り時間だけは、子供が預けられる祖父母や親戚等がいる環境にある、いわゆるUターン者等のみを想定したものであり、Iターン者を中心とする1世代家族を想定した保育環境ではないことを指摘されていました。

これに対し、町側の現況説明は、現状、土日保育の要望が少ないと、保育所が町内2か所であり、現状の雇用人員状況ではすぐには対応できること、保育所を一つに統合すれば、かねてより要望のある保育サービスが実現できる可能性があることを既に認識していること、これらをまとめ、改めて要望件数の現状把握、人材募集等の調整・検証の上、できる限り要望に対応できる早期延長保育を検討の上、実施するとの説明がございました。その上で、実現に向けて課題として懸念され

るのは、まずは保育士の人員確保。そして、現在2つある保育園の統合の検討等を挙げられています。

そこで、以下の3点について質問いたします。

まず1点目は、現段階での検証で、どのような保育時間が現実的に可能と想定されているのでしょうか。

次に、将来的に現在2つある保育所を統合するならば、選択肢として、旧定時制跡地に新たな施設建設の可能性はあるのでしょうか。

次に、最大の課題は保育士の人員確保と考えますが、現状での対策をどのように考えておられますでしょうか。

次に、表題2番目の役場が保有するドローンの活用について質問いたします。

現在、役場が保有するドローンについては、操縦資格を有する職員が各課からの要望に対して様々な活用をしていると聞いております。ドローンを活用する際は、以前と比較すると規制が厳しくなった反面、多方面において活用されることも多くなったと感じています。ドローンの活用は、局面によっては、これまで人手や時間を要する案件について、それらを一定解消し、極めて効率的に業務を遂行できる利点もあると考えております。

過日に、和東町在住のドローンの資格や操作方法を教授する会社関係者の方からドローンの実例活用のお話を聞いたので、ここで幾つかご紹介したいと思います。

一つは、熱センサー機能を搭載したドローンを活用し、山火事の際の延焼、消火後の再燃防止への活用、これはいわゆる、消火できたと思っていてもくすぶっているところをドローンで把握して、完全にその部分を消火して再燃を防止すること。自然災害発生時において、被災箇所、被災状況の早期の全体像の把握により、的確な復興対策の準備ができること。今後増加が予測される行方不明者捜索の際に活用によっても早期解決の可能性が高まること。また、有害鳥獣の実態数の把握、民家近くに多数が一定時間滞在しているときの有害鳥獣の追い払いへの活用等、有害鳥獣対策への活用も挙げられておりました。

また、観光の面としては、業者発注ではなく、タイムリーに更新した町の観光情報、観光PRの発信をしていくこと。その他、警察・消防関係機関でも、人手不足の中での業務改善の際へのドローンの活用に向けた講師依頼は増加の一途にあると聞きました。

ちなみに、そのドローン操縦の技術講習会場には、都市部やその周辺の住宅地ではドローンを飛ばすこと自体が困難なことから、地方の空き施設、例えば空いている学校グラウンドや閉校となった学校施設を活用し、ドローンの講習会場に利用しているともお聞きしました。

都市部に近い地方では、そのような現状があることも知り、当町でも可能であれば、どのようなドローン資格を取る会社関係に対し、講習会場として有償貸出する空き施設の有効活用も検討の余地があるのではないかと思いながら聞いておりました。

そこで、以下の2点について質問いたします。

まず、現在、役場でのドローン活用の現状をお示しください。

次に、現状のドローンの装備を補充し、新たな活用の考えはあるのかお示しください。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、和田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、保育園の開所時間についてでございます。

こういったことにつきましては、最近でも保育園に関する一般質問は多々いただいております。令和2年12月、松山議員の質問に対しましては、入所時間、入所時期、受入れ対象年齢の答弁をする中、本町の2施設の老朽化を考えると統合の検討も必要である。その場合は、サービスの充実として、零歳児から入所でき、時間も朝7時から夜8時まで、いつ来ていつ帰ってもよい、土日・祝日も預かれるよう頑張りたい、そんな、あくまでも理想も含め、答弁をいたしました。

今年の3月には、大谷議員の質問に対しまして、子育て環境の整備について構想の答弁をする中、伊根分校跡地活用検討会からの活用案の中に保育所としての活用を提示いただいたので、今年度、

令和5年度以降、より具体的な形で保育所が描かれたなら、保育所の整備につながるものと考えます、そのように答弁をいたしました。これらのこととは、和田議員さんもほかの議員さんも重々承知のことと思います。

議員ご質問の中で、朝6時半からの開所の要望があったと言われましたが、住民懇談会ではそのような開所時間の要望はございませんでした。6時半といいますと、勤務場所におよそ2時間近くかけて行かれる方は、今、保育園の保護者にはおられないと思いますよ。6時半からという要望はございませんでした。

また、移住・定住者を想定した教育環境でない、UターンはいいけれどもIターンは、そういうものは想定していない、保育環境でない、そういう指摘は間違いであります。保育環境は全てに平等であります。問題は、保護者の職場が町内にあるか町外にあるかということです。要するに職場までの通勤時間ということであります。

1点目、保育時間については、以前の答弁のとおり、朝7時から夜8時まで、いつ来ていつ帰つてもよい、土日も預かりますよ、これがあくまでも理想でございます。しかしながら、今の2施設での職員体制では、両園同様の扱いで理想に近づけることは無理がございます。可能かどうか検討しなければなりませんが、朝7時半、夜6時半、伊根保育園のみで行うのが要望に応えられるところと思います。

2点目の統合するならば選択肢として、定時制跡地での新たな施設はあるのかについては、跡地活用検討会からの活用案として保育所整備を求められておりますので、当然、選択肢の一つであります。

3点目、保育士の人員確保と対策でございますが、統合して1施設で運営するならば、サービスの向上も含め、現行の人員で対応可能と考えます。しかしながら、今は2施設を運営しておりますので、両園ともサービスの向上となれば、人員不足は否めないところです。

人員確保の対策は、これは職員採用でございます。募集をすることに尽きます。しかし、募集しても思うような応募がないということが現状の課題と考えます。

本町のような人口2,000人を割る小さな町で充実した保育の運営を行うためには、遠距離通園の問題もございますが、1か所に集中するべきに思います。今後、早い段階で議論をいただく必要があると考えるところでございます。

次に、役場が保有するドローンの活用についてお答えいたします。

2つの質問について、順次お答えをいたします。

まず、1つ目の質問について、役場でのドローン活用の状況ですが、現在、地域整備課で1機のドローンを保有しております。これは、公共土木施設の簡易点検、施工現場や災害現場の状況確認などを目的として購入したものでございます。その他の活用としましては、他課からの要請により、施設の状況確認や広報資料用写真の撮影などを行っております。

ちなみに、操縦者は地域整備課に2名、総務課に1名が在職しており、おのおの操縦技能証明書などの取得者であります。

2つ目の質問、新たな活用の考えがあるかどうかについてでございますが、公務で他の活用があれば、所管がどこであれ活用する考え方でございます。しかしながら、所有するドローンは通常の撮影機能しかなく、サーチライトやサーモカメラなどの後づけができない機種ですので、一定の活用しか行えないのが現状でございます。

また、有害鳥獣の生息調査や追い払い活動の活用としてではありませんが、令和2年度において地方創生臨時交付金を活用し、伊根町ジビエ会有限責任事業組合に対し、ドローン購入費助成により、イノシシや鹿の捕獲活動への支援を行いました。

有害鳥獣の追い払いについては、有効性についてはまだ未だ未知数でありますが、有効性が十分証明され、地域や自治体活動において継続的な追い払い活動が可能であれば、導入支援について検討する価値があると考えます。

有害鳥獣の生息調査については、住民の方による筒川地域での夜間飛行により、鹿が多くいたことは伺っておりますが、行政としては、単にどの程度の頭数が確認されたというだけでは調査数値として信憑性が低いため、京都府が定める第二種特定鳥獣管理計画の鹿推定頭数の見直しについて、

実際に多い状況を伝え、再調査を依頼したいと考えます。

また、消防団出動時、山火事、捜索等、例に示していただいておりますが、そういう場面でのドローン活用については、宮津与謝消防本部が丹後自動車振興株式会社、京都ドローンスクールと締結した消防活動における無人航空機等による協力に関する協定書により、災害等における人命救助に必要な情報収集、災害等による被害状況や活動範囲の安全に関する情報収集、行方不明者の捜索活動などなど、必要時にはここから支援をいただける体制としております。

ドローンという新しい技術が開発され、それが活用される場面が増えている現在、それを仕事として行おうとする民間の事業者も増えております。有効だからという理由で、直ちに機材や技術を内部で保有する必要はなく、外部の資源を有効活用し、自分たちに不足しているところを必要なときに補ってもらうことでよいと現時点では考えております。

既に役場で業務用に保有しているものが現状で有効に使えるときであれば、それを使うことについてはやぶさかではございません。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 7番、和田議員。

○7番（和田義清君） 保育所の開所時間につきましては、町長おっしゃいましたように、過去にも他の議員のほうがいろいろと質問をして、ご答弁いただいております。

住民懇談会で、町長は非常に、どこまで住民の方がおっしゃるサービスに近い形で実現できるかどうかに対しまして、非常に前向きな答弁をされておりましたので、今おっしゃっていただいた答弁の中でも、定時制跡地の活用の中に保育所の建設等も諮問に対する答申の中にありましたように、そのあたりがあるんで、非常に前向きな答弁をされたのかなという思いで、今回、確認の意味で質問をさせていただきました。

朝6時半からの開所というのは、ちょっと私の聞き間違いたと思思いますけれども、そのときの録音されていますので、しっかり確認して、たしか6時半から7時か何か言っておられたなと思いますので、私の朝6時半からというのが間違いであれば、ここで訂正させていただきたいと思います。

あとは、町長おっしゃいましたように、勤務地であったりとか職種によって、いろいろと弊害があるというようなことも住民の方はおっしゃっておられましたけれども、私も傍聴で聞いておりまして、働き方改革で勤務時間や勤務形態は、雇用される環境にある従業員の方々にとりましては、以前と比較すると、最低賃金、超過勤務の面においては、最近特に大きく改善されている傾向にあります。

職業選択の自由も憲法第22条において保障されるものでもありますが、各個人的、各家庭によって、環境も事情もそれぞれ異なるところであります。理想としては、官民と町内住民が互いに不足している部分を補う意識、自助・共助・公助の高い意識の共有が維持・継続していくことが、解決への最短の道ではないかなと考えております。同様のことを、たしか朝妻会場でも朝妻地区の住民参加の方が、このような内容の趣旨のことをおっしゃっておりました。

町内外の業種・職種にかかわらず、人手不足の現況は、官民ともに慢性的に続いているところであります。町内の各事業所でも、常に人手不足に悩まされている事業所が多いのが現況であります。個人的希望でもありますが、町民の方々が町内で満足できる勤務形態で働き報酬を得られることにより、町内事業所の慢性的な人手不足の解消につながればと考えております。

これが実現すれば、結果的に、観光により得られた集客効果によって町内経済が町内の中で好循環し、町民の平均所得の増加と同時に、町内の福利厚生、社会インフラ整備が改善されることにより、伊根町民の生活充足率がさらに向上していけければ、伊根町はこれから先も伊根町として存続できると考えております。

今後も、伊根町住民の福利厚生、インフラ整備、生活充足率の向上を目指し、時にアクセラルとブレーキを使い分けながら、行政サイドと協働し、小規模でも住民が満足して暮らせる地域、まちづくりを目指していきたいと思います。

ドローン活用につきましては、なかなか制約も厳しく、現在のドローンでは後づけ機能ができない機種ということでしたので、できる限りの活用を目指して業務遂行していただくことを望み、私の一般質問を終わります。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、和田議員の一般質問を終わります。

次に、学校の熱中症対策について及び国民健康保険税の統一についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づき質問をいたします。

今年の夏は、例年にも増して厳しい厳しい暑さが続きました。世界では、熱波、山火事、非常に発達する台風、豪雨など頻繁に起こっていることも報道されています。地球温暖化の時代は終わり地球沸騰化の時代が到来したと、今年の7月が観測史上最も暑くなる見通しが明らかになった7月27日に、国連のグテーレス事務総長はこんな強烈な言葉で、人間が引き起こした気候変動の重大さを指摘し、各国に対策を求めました。

そのような中で、日本の国内でも厳しい暑さによる死傷者の発生が連日報道され、子供では、7月28日にも山形県米沢市で、部活動帰りの女子中学生が熱中症疑いで亡くなられました。8月22日にも北海道伊達市では、小学校2年生の女子児童が熱中症疑いで死亡する事態が発生しました。今年の異常な高温は、命や健康を著しく害するほどの危険な暑さとなり、不測の事態はどこにでも起こり得る危険性をはらんでいて、それを実感した夏と秋でありました。

まだまだ残暑が厳しい中で2学期が始まり、今後もまだしばらくは厳しい暑さが続くことが予想される中、万が一でも不測の事態を生まないよう、子供たちと教職員の命と健康を最優先にした対応、思い切った対策が必要であると私は考えています。登下校時も含め、学校現場や教育活動での暑さ、熱中症対策の現状や実態はどうなっているのでしょうか。

また、対策の一つとして、暑さ指数計を誰でもすぐに見える箇所に設置をし、数値によって運動の中止を含めた対応を図ることの必要性を感じています。環境省の熱中症予防情報サイトで紹介されています暑さ指数による日常生活に関する指針、運動に関する指針などを踏まえて、24度以上の運動、部活動は休みを取り、水分・塩分を摂取するなどの対策を取り、厳重警戒とされる31度以上の場合は、屋外のグラウンドではもちろん、体育館での運動、全校集会、終業式、プール、校外学習などは中止するなど、子供の命・安全を第一に考えた対応を行うこと、体育館など屋内運動施設の空調設備の整備を促進することなどが対応が必要になります。

来年の夏以降、さらに高温、暑さが厳しくなることを想定した体育館での空調設備整備、部活動の在り方や各種体育大会の日程変更、必要な設備整備などの対策などを今から検討、具体化することが必要と考えていますが、教育長の考えを伺いたいと思います。

次に、国保税の統一について伺います。

7月20日に、国民健康保険税の統一について議論を本格化させるとの新聞報道がされました。京都府内では市町村の税金差が2倍あり、伊根町は統一で間違いない大きく値上がりをします。伊根町では、これまで努力して財政運営をする中で、国保税の引上げを抑え、府内でも一番低い負担に抑えてきました。伊根町と京都市内との医療水準の格差が甚だしい中で、国保税だけは府下統一になることは納得がいきません。今後の対応について伺います。

また、料金統一となった場合、国保財調基金について、基金は自由に使えるのかどうか分かりませんが、一つの案として、値上がりした部分について支出をするなどの活用方法も検討されることを望みますが、町長の考えを伺います。

○議長（佐戸仁志君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） 皆さん、おはようございます。

早速ですが、大谷議員の質問、学校の熱中症対策についてお答えします。

この夏は、議員さんも先ほどおっしゃられましたが、地球沸騰化という言葉を耳にしました。違和感なくうなずける本当に異常な暑さが続きました。宮津でも35度を超える猛暑日が、8月だけで15日もありました。大谷議員のご指摘のとおり、万が一でも不測の事態が起きないよう、子供たち、教職員の命と健康を最優先にした対応・対策が必要であると強く認識しているところでございます。

伊根町の小学校においては、平成30年度と令和元年度で普通教室及び特別教室にエアコンを設置しました。現在では小中学校とも、体育館を除いた全ての部屋にエアコンを設置している状況で

ですが、その運用も含めて熱中症対策を適切に実施していくこと、また、環境変化に即した新たな対策についても検討していく必要を感じている次第です。

大谷議員からは3つの質問を頂戴しましたが、1つ目のご質問、登下校も含め学校現場や教育活動での暑さ、熱中症対策の現状や実態はどうなっているのかについてですが、各校においては登下校時の帽子や日傘の使用を励行し、これは強制はしていませんが、冷却グッズの使用についても許可しているところでございます。教育活動中には大型扇風機やスポットクーラーを適宜使用したり、水筒のお茶がなくなった子供に対してはお茶を補充できるような体制も取ったりしております。

また、体育などの屋外活動についても、日差しよけの簡易テントを設置したり、20分置きに水分を補給したりしております。伊根中学校では、過日実施した体育祭については、午前中開催に変更し、休憩時間をしっかりと取りながら安全に開催することができました。加えて、9月に開催予定でした校内マラソン大会についても、この残暑の関係で日程を変更して実施するということで聞いております。

続いて、2つ目のご質問、暑さ指数計の数値によって、運動の中止を含めた対応をすることが必要ではないかについてでございますが、各学校には既に平成30年度に暑さ指数計を導入しております。朝と昼、1日2回、体育館とグラウンドにおいて暑さ指数を計測し、その結果についても、職員室の連絡板を活用して全職員への周知を図っているところでございます。

学校現場では、指数計が示す注意、警戒、厳重警戒、危険の表示を基に、その都度、状況判断を的確に行い、教育活動の内容を時には軽減したり、場合によっては停止したりする、修正・変更も含め、適切な対応を行っております。言わずもがな、指数計の数値だけに頼るのではなく、気象庁などの様々な情報を活用したり、全教職員で子供たちの様子や変化などをその目でしっかりと細やかに観察したり、教職員同士でもお互いに気配りをしながら、児童生徒及び教職員の安全を第一に優先した対応を行っております。

最後のご質問、来夏以降の酷暑対策として、体育館での空調整備、部活動の在り方や大会の日程変更などの対策を検討、具体化することが必要ではないかについてでございますが、大谷議員もご存じかと思いますが、文部科学省が行った調査によると、全国の小中学校での体育館空調設備の整備状況は、令和4年9月1日現在で設置率は11.9%、前回が令和2年9月1日現在行っておりますが、そこから6.6%増加しております。学校教育活動時や避難所運営時での熱中症対策として、整備率はまだまだ高いとは言えませんが、全国的には増加傾向でございます。

伊根町でも空調設備の具体化について、検討が必要であると考えているところではございますが、既存体育館には断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことが一つの課題となっております。このため、伊根町では、体育館本体の建て替えや大規模な改修工事に合わせ、断熱性能を確保した上で空調を設置すべきだと考えているところでございます。各種事業の進捗状況や、もちろんの関係制度との関連を整理しながら、引き続き教育環境改善の具体化について検討を重ねてまいります。

また、部活動の在り方についてでありますが、伊根中学校ではさきにお答えしましたように、適宜に状況を判断し、水分補給や十分な休息を取りながら、対策を講じて部活動をしております。

大会の日程変更についてでございますが、議員ご承知のとおり、大会は階層的になっております。一つの大会組織は、当該大会日程を上部大会に合わせながら決定しています。よって、現状としては、全国や都道府県レベルの組織判断に委ねるしかありません。

しかし、子供たちの命や健康に関わる大変重要なことでございますので、日程が変わらないとしても、大会当日の運営方法に関する事項や近隣市町だけで完結するような身近な大会についての日程変更などについては、主催者や関係者等がしっかりと意見を出し合い、必要な改善を図るべきだと私も考えております。

幸い伊根町には、この夏、教育活動中の児童生徒の熱中症等の事案は起きました。しかしながら、異常気象が今後ますます顕著になることが考えられますので、より一層、学校と教育委員会が共に危機管理意識を高め、連携を強化してまいります。子供たちが安心して安全に教育活動に打ち込めるよう教育環境の改善などに尽力してまいりますので、今後ともご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、私のほうから、国民健康保険税の統一について答弁したいと思います。

保険料の統一についてでございますが、現在、国では国保財政安定化のため、都道府県単位で保険税水準の統一を目指しております。この統一には2種類ございます。一つに、保険料率等も含め完全に同じ水準を用いる完全統一、一つに、市町村が都道府県へ納める納付金の水準を統一する、その2つの方法がございます。

この納付金でございますが、毎年京都府から請求される金額を保険税として住民の皆様にご負担いただくというのが国保運営のシステムであり、この納付金が増えれば、それだけ保険税を増額しなければなりません。そういう仕組みでございます。しかし、伊根町では財政調整基金を充当し、保険税が上昇しないようにしております。つまり、保険税を抑制したために京都府からの請求額に足りなくなつたところに基金を充当しているものでございます。

京都府の試算では、納付金ベースの統一であれば、当町などごく限られた市町村では現在とあまり変わらない、そういう試算結果でございます。しかし、完全統一となれば、議員のおっしゃるとおり、保険税を増額しなければなりません。京都府さんのほうでは1.5倍と試算されております。よって、当町としては、納付金ベースの統一でやむを得ないのではないかと考えております。

ただし、国は完全統一が望ましいとの見解であり、納付金ベースの統一も10年程度の一時的な措置にすぎないというのが現在の方の見方でございます。

完全統一となつてしまふと、保険税抑制に基金を充當できなくなると、充當できないと言われております。そのため、それまでに有効な使途を検討していく必要がございます。

新聞報道された保険税の差が2倍近いという記事でございますが、この数値は京都府が公表したものでございます。本町は、所得の低い高齢者が多いことや医療機関が少ないため、医療を受ける頻度が低く医療費がかかっていないこと、健康で過ごすための保健事業に注力した結果もあり、保険料が安くありますが、先ほど申し上げましたとおり、当町は財政調整基金から充当し、保険税の抑制を図っておりますので、実際の納付金ベースでいえば、それほど差はありません。

本町は、納付金ベースでの統一に当たっては、保健事業への注力度合いなどインセンティブを設けるよう意見を出しておりますし、京都府もそれについて一定の理解を示しているので、当町いたしましては、現段階では、先ほども申し上げました納付金ベースでの統一でやむを得ないものという見解でございます。

納付金ベースの統一であれば、その間は、いわゆる基金の投入も可能でございます。国が完全統一を推し進めようとする気配が見え隠れしている現状では、おおむね納付金ベースでの統一をした後、おおむね10年程度で、10年後ぐらいに完全統一に持つていかれるのではないかというような見込みでございます。当町においても完全統一を見据えて検討を進める必要があると考えております。

特に使途が制限されるであろう財政調整基金、完全統一になると、完全統一ですので、伊根町へ行ったら保険料が基金使って安いらしいなんていうことは、これはなくなる。だから、基金投入はできないわけですね。特に使途が制限されるであろう財政調整基金は、完全統一されるまで保険料軽減に充當していくことはもちろんですが、完全に統一後に基金にもし余裕があれば、国保被保険者の皆さんへの優遇措置として、人間ドックの無償化などの保健事業へ充當していくことなど検討していきたいと考えております。

これら財政調整基金の使途などについては、国保運営を中心にご協議いただくことになりますが、議員の皆様にもご意見をお伺いすることがあろうかと思いますので、その節にはお知恵をお貸しいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 以上を持ちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、不登校・引きこもりの人への支援についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。

5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

2021年度の小中学生の不登校は24万4,940人、ひきこもりの人は15歳から64歳で推定146万人と言われています。これまで、ひきこもりは男性が多かったようですが、今では女性のひきこもりも増えています。

不登校の定義は、病気や経済的な理由などといった特別な事情がなく、年間の欠席日数が30日以上となった状態をいい、ひきこもりは、仕事や学校に行けず家に引き籠もり、家族以外とほとんど交流がない人のこと指しています。このように不登校とひきこもりの定義は異なりますが、不登校の人が学校卒業後、ひきこもりに移行することもあると考えると、不登校とひきこもりの人への支援は、一貫性のある継続した支援が必要であると考えます。

不登校の増加の原因としては、新型コロナ禍での学校生活環境の変化や様々な活動の制限、交友関係の影響などで登校する意欲が低下したことなどが、また、ひきこもりの人も、新型コロナ禍で外出の機会や他者との関わりが減少したことが増加の原因の一つと言われています。

今、新自由主義の名の下に格差が拡大し、自己責任ということで全てが結論づけられてしまう世界になっています。若者にとっては本当に生きづらい社会です。

内閣府が平成30年に、我が国と諸外国の若者の意識に関する調査を行っています。これは日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの若者の意識の違いを調査したものですが、概要によると、日本の若者は自己肯定感が諸外国に比べて低く、自分が役に立っているとは思えないという自己有用感の低さが日本の若者の独自性であるとまとめています。

これほどまでに若者に自信を失わせ、自分を取り巻く環境や社会に安心と期待、夢を持ち得なくさせているものは何か、問題解決に向けた本気の取組が国自体に求められています。そしてまた、自治体も、不登校やひきこもりの実態をつかみ可視化することで問題解決を図ることが早急に求められています。

不登校について考えますと、2016年に施行された教育機会確保法では、学校に戻ることが全ではなく、子供に合った学習の機会が保障されることが大事であるとしています。ゆえに多くの自治体が、学校以外の場所に教育機会の確保のための場の一つとして、教育支援センターを設置しています。平成29年には全国の自治体の63%に設置されています。しかし、伊根町にはまだ設置されていません。

これは、設置の必要がなかった、また、人材の確保が難しかったということなのかもしれません。必要な人に必要なときに教育が保障される場が必要であると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、ひきこもりの人に対して伺います。

京都府は、脱ひきこもり支援センターを設置して、地域の民間団体と連携して「チーム絆」地域チームを府内6か所に設置しています。丹後地域は、企業組合労協センター事業団ひとつがその任務を担っています。学校や仕事に行けず、ひきこもり状態にある方やその家族に、社会的自立に向けて必要な支援を行っています。

また、社会的ひきこもり支援事業というのがありますと、社会的ひきこもりの回復期にある方が就労を体験するというもので、府内の126の事業所が協力をしていますが、町内での協力事業所は1か所のみであり、この点からも、ひきこもりの方へのサポートの在り方などを地域の人や事業所に啓発していく取組が少ないのではないかと思われます。

そもそも、ひきこもりの調査がなされているのかという点も伺いたいと思います。不登校の場合は、家や学校以外に子供の居場所があり、子供の状態に合わせた学びの場を保障してもらうことは学ぶ権利です。また、教育委員会は、子供の教育を受ける権利を保障する責任があります。ひきこもりの人も、安心して過ごし交流する居場所があること、社会とつながることは、憲法で保障された基本的人権です。

不登校もひきこもりも繊細な問題で、対応も解決策も一筋縄ではいかないと思います。しかし、生きにくさを抱えた若者や家族に寄り添う姿勢が行政にあること、一緒に悩み考えていきましょうと相談できる窓口があることが、まず一步を踏み出すその背中を押してくれることになるのではないでしょうか。

不登校やひきこもりの人への支援の現状について、さらに今後の支援をどのように取り組んでい

かれるのかを伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐戸仁志君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） それでは、山根議員のご質問、不登校・引きこもりの人への支援について、私からは不登校児童生徒への支援についてお答え申し上げます。

議員の言われたとおり、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、不登校児童生徒が小学校及び中学校で約24万5,000人、高等学校を合わせると約30万人に上り、過去最高となっております。京都府においても、令和3年度の小中学校で4,465人が不登校であり、全国より出現率は低くありますが、平成24年度から連續して増加しております。

伊根町においては、平成23年度から令和3年度までを調べてみました。11年間において不登校児生徒ゼロ人の年度は、平成24年度と令和2年度だけ、この2か年度だけでございました。それ以外は1名から3名の不登校児童生徒がありました。そして昨年度は、別室登校も含め6名ということで急増しております。議員ご承知のとおり、この中にはいじめ重大事態、不登校事案も含まれております。今年度で申し上げますと、1学期終了時点で10日以上の欠席、これがあると年間30日以上になりやすいということで調査を行っておるんですが、児童生徒は4名、この中には1名の新規児童生徒も含まれております。

平成28年度施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、これを受け、文部科学省が基本方針を策定しました。それに続き、同省は令和元年度に、不登校児童生徒の支援の在り方についてを通知しております。これらを踏まえ、不登校傾向にある児童生徒の状況を適宜把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用するよう学校との連携強化を図ったり、心の居場所サポーター、これは府の任用ですが、配置を図ったり、様々な対策を講じておる次第でございます。

実際、令和3年度、令和4年度に不登校であった児童生徒において、学校と保護者、関係者の信頼関係を基に、当該児童生徒の気持ちに寄り添いながら丁寧な対応を積み重ねた結果、翌年度には元気に学校に通う姿を見ることができたケースが複数ございます。

議員の言われるとおり、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、学習の機会を確保し、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があります。一方で、幼き頃から少人数で気心の知れた仲間同士、また教職員が児童生徒一人一人に目の届く環境、加えて地域保護者と学校との距離関係が非常に近いというようなことを考えますと、伊根町だからこそ、長期間の欠席となる不登校児童生徒をゼロにすることは決して不可能ではないとも考えています。

生活スタイルの個別化・個性化、また価値観の多様化・複雑化、情報伝達の高速化・グループ化等々、社会全体が急速に大きく変化している中、児童生徒を取り巻く環境も様々でございますので、不登校ゼロという実現は簡単なことではないことも十分に承知しております。

また、不登校自体を問題行動とは認識していませんし、児童生徒が登校することが全てだと考えておりません。言い換えると、決して不登校児童生徒をゼロにすることを目標にしてはいけないと考えています。目標には掲げないけれども、伊根ならではの魅力ある学校づくりを追求すれば、結果として児童生徒が長期欠席とならずに、学校に行きたくて行きたくて仕方ないというようになるはずだと信じているわけでございます。

小中学校の教職員をはじめ地域、保護者、多くの関係機関の方々と連携強化を図り、互いの郷土意識や信頼関係を今以上に深め、地域、保護者と共に学校づくり、子供たちが伸び伸びと主体性を発揮できる教育環境の充実を進めることが重要であると考えております。

しかしながら、伊根町において不登校児童生徒は減少傾向になく、山根議員のご指摘どおり、また文科省通知にあるように、教育支援センターの整備・充実や、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口の周知等々については、対応していくことは教育委員会としても必要性を十分に認識しておりますし、喫緊の課題というふうにも考えております。

教育支援センター整備に関わっては、この間、様々なご意見を頂戴しております。他の自治体での設置及び運営状況などに係る情報を得て、思慮を重ねているところでございます。目的に適す設

置場所や適正規模の施設確保について、また相談指導、学習指導などに必要な知識や経験を持っておられる指導員の確保、加えて施設の管理運営や指導員の業務管理に関わることも含めて、協議を進めかけているところでございます。

当たり前ですが、教育支援センターを設置することが目的になつてはなりません。どこでも、どんな形でも設置すればよいということには決してなりません。不登校児童生徒の心の居場所となり、集団生活への適応、また情緒の安定や基礎学力の補充などのための相談や指導を行うことで、当該児童生徒の社会的自立に資する施設、当該児童生徒及び保護者のニーズに沿つた施設とすべきであります。そのような施設の整備・充実や支援の体制整備に向けて一層尽力してまいります。

また、不登校だけに限らず、様々な教育に関する相談に対して、今後も丁寧かつ真摯な対応で臨んでまいりたいと考えております。町全体が子供たちの学びやであり見守り隊であるような伊根町のよき風土の中で、町の宝である子供たち一人一人の健全な成長また社会的自立のために、関係機関や関係部署と連携を図り、教育環境の充実に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐戸仁志君）　吉本町長。

○町長（吉本秀樹君）　教育長からは不登校に対する答弁をさせていただきましたので、私のほうからは、ひきこもりの支援についてのお答えをいたします。

今、ひきこもりで真剣に困っている本人さん、ご家族が伊根町内にどれほどおられるか、そういったことは把握はしております。

対応策でございますが、議員言われる京都府の脱ひきこもり支援センター、府の健康福祉部家庭支援課が所管し、相談窓口、家族教室、将来設計支援事業など展開されておられます。その中の相談窓口は、北部丹後では企業組合労協センター事業団ひとつわ、ここが受託され、本町でも年に10回、おおむね月1回程度、ひきこもり出張相談を行つていただいております。

この出張相談は、いねばんでもお知らせをし、令和4年度は実人数で3人、延べで12件程度の相談があつたと報告を受けております。しかしながら、その3人の方も、個人情報の関係がありますので、ちょっとはつきりとは言えないんですけども、この3人の方がひきこもりの定義に当たるかどうかというのは別問題でございます。そういう意味からも、伊根町内でのひきこもりの方の人数の把握というようなことはできておりません。

心を病んでいる方のケアは、専門的な知識のない者が行うのは無理がございます。専門家に委ねるべきに思います。そのような仕組みがありますので、伊根町としては今後も十分広報させていただき、困っておられる方はそちらにおつなぎをしてください。

なかなかこの問題、本人さん、またご家族の思いも一律ではございませんし、デリケートな問題でございます。そうでありますから、ひきこもりの実態調査などをして可視化をする、そのようなことは行えませんが、そういった皆さんのSOSは見逃すことのないように、しっかりと寄り添えるよう努めてまいります。

議員も気になるお方がございましたら、おつなぎいただきますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（佐戸仁志君）　山根議員。

○5番（山根朝子君）　答弁ありがとうございました。

1つ、不登校について、教育長おっしゃったように、本当に伊根町は学校と保護者が近過ぎる関係で、それは、いい意味では本当にいい意味なんですけれども、ちょっと問題が起つたりすると、学校と保護者があまりにも近過ぎて、ちょっと本音が言いにくいかなどもあるのではないかなど私は感じています。そこで、学校には先生には言いくらいけれども、誰かに言いたいなどという場が必要かなと思っていまして、そこはやっぱり教育委員会が第三者として、少し両方の立場に立った冷静な立場で、そういう話を聞いてもらえるようなことを考えていただけたらなというふうには思っています。

それから、伊根町ならではの魅力ある学校づくり、行きたくて仕がない、行きたい行きたいと言える、そういう学校にしていきたいと教育長がおっしゃいましたので、魅力ある学校というのはどういう学校なのか。それは、保護者の方や子供たちがそれぞれ思い描く学校像というのも少し具

体的に現場から引き出していただいて、進めていっていただきたいなというふうに思いました。

それから、ひきこもりについてですけれども、可視化をしてというふうにちょっとと言ってしまいましたが、ただ私、気になったのは、この前先般、ひととわさんの活動の説明会というか、交流会に出たことがあるんですけれども、そのときに宮津市とか与謝野町は、何名のひきこもりの方の相談を受けていて、それで、こういうふうな困ったことがあってとかというふうな、そういう具体的なことが話をされたんです。でも、伊根町については、人数もゼロで何もなかったんですよね、説明が。ということは、伊根町はひきこもりの現状を全然つかんでいないのかなというふうにちょっと心配になったんですが、先ほど町長の答弁で、令和2年は相談に実質3人の方が見えましたということが語られましたので、何もしていないわけではないし、伊根町の中にも困っている方というのはやっぱりいらっしゃるんだなというふうに確認できたわけです。

ただ、ひととわさんがあるので、もう少し、年に10回ですか、来て相談会をしていただいているんですけども、もっとやっぱり、困っているひきこもりの人、家族の人、本当にデリケートな問題なんで、どこまで踏み込んでいったらいいのかというのも、専門家でないとなかなか難しいところもあると思うんですけども、保健センターの方とかとも少し相談をされて、伊根町の中で問題がある人が、困っていることがある人がSOSをもっと気軽にというか、助けてという言葉が言えるような町にしていってほしいなと思っていますので、今後ともいろいろと検討を進めていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） すみません、今2点ほど、再度要望も含めて言われたと思いますので、少し私の考えも付け加えさせていただきたいなと思います。

1点目の親御さんがいろいろ困られて、学校と近過ぎて学校には言えない、第三者的な教育委員会、行政がそこに間に入ってという、そういうご指摘だったというふうに思うんですけども、確かにそういう第三者的な立場で両方に立ちながら、いろんな対応をしていかなくてはいけないというふうには思っております。先ほども言ったように真摯に対応していこうと思っております。

ただそれは、私が思うにですけれども、行政が入る場合がよいのか、例えば親御さん同士、第三者といえば、周りにも第三者はおられるので、そういう関係で一緒に、何かこっちに偏りかけた部分を、もうちょっとこういう考え方もあるのかなというような調整機能を働かせる部分もあるだろうし、または、学校と行政一緒じゃないかという、逆に第三者になり切れない、言っていること分かりますかね。そうはしていないつもりですよ、つもりというか、そうすべきですけれども、人によってはやっぱり学校と一人称になってしまいます。それではなかなか親御さんの手助けにはならない部分があるので、町外のいろんなところを、言われたように関係機関を紹介していくと、そういう動きをしていかなくてはいけないなというふうに認識をしているところです。

いろんなパターンが本当にございますので、しっかり子供たちのため、親御さんのために、行政として頑張っていきたいというふうには思っております。

2点目の行きたくて行きたくて仕方ない学校づくりという部分については、やはり学校の主体、校長を軸にしたいいろんなアイデアを基にやっていってもらうというのが基本だとは思うんですけども、私が思っているのは、やっぱり伊根に私も来させてもらって感じたのは、いろんな体験活動、それが友達と一緒にできる、その成果が出てくる、それを周りから認めてもらえる。次にもっと、こんなのみんなと一緒にやってみたい、先生と一緒に、地域の人と一緒にと、そういうような何かつながっていく。もちろん基礎学力のいろんな教科指導は、そこにかませていかなくてはいけないですけれども、伊根町の本当に持っている、言葉は悪いですけれども、武器というか資産というか、そこを十分に生かした学校づくり、行きたくて仕方ない、そういうのを小規模だからできると部分を使いながらやっていけるように、行政としても学校をリードしていきたいなというふうに考えております。

ちょっと、十分答えにはなっていないかも分かりませんけれども、そういう思いであります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ひきこもりの件でございますが、先ほども申し上げましたように、実質3人の方が相談に来られた。それでもって、ひとつわさんのほうでも、多分それは、ひきこもりとは扱っていないんじゃないんですかね。ですから、伊根町はゼロだというふうに言われているんじゃないかなと思います。

しかしながら、私としましても、町内でひきこもりの方がゼロということは、そのように思ってはおりません。しかしながら、そういう方のところへ行って、相談に乗りましょうかとは言えないんですよ、これはなかなかね。何しに来たと、放っておいてくれと言わされたら終わりですね。

そうでありますので、先ほども申し上げましたように、こういうふうな仕組みがあつて相談に乗りますよと、皆さんに寄り添っていきますというその姿勢だけは、しっかりと皆さんにお示しをしてまいりたいと。そして、やっぱり怖いんですね。誰も、うちの保健福祉のほうでも、心の病に臨床心理士がおるわけじやなし、理学療法士はいますけれども、そっちのほうの専門家がおるわけじやないんで、危ないんですよ、これは、扱うのは。やっぱり専門家につないでいきたいと思います。しっかりと寄り添つてまいりますんで、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 以上を持ちまして、山根議員の一般質問を終わります。

次に、漂流ごみ・海岸漂着物の処理についてを通告議題とし、長谷川議員の発言を許します。

2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） それでは、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

漂流ごみ・海岸漂着物の処理についてお伺いします。

海に面しました当町の海岸線は、美しい景観が広がっており、漁業や観光業など地域経済や暮らす人々の生活を支えております。また、環境維持のため、美化活動とごみの減量化にも努めているところでございます。

近年、全国で起こっておりますグリラ豪雨や台風などにより、河川の氾濫や土石流が多く発生しており、沿岸地域はそのたびに、山間部からの流木やごみなどが河川を経由して海洋に漂流・漂着しており、海岸の環境悪化、船舶の航行障害、漁場への被害が生じているところであります。

漁村であります地元では、環境保全と漁場被害や係留船舶の破損を防止するため、回収作業を日々行っています。当町でも、監視パトロールと不法投棄ごみ回収、漂着ごみも回収していただいており、また、最終処分場への持込みも対応していただいているところであります。

しかし、最終処分場に持ち込むことができるごみには限界があり、漂流・漂着する大きな漁具類や塩分を含む流木などは、寸法と重量から軽・中型トラックでの運搬ができず、大型トラックで搬入するも計測場に入ることができないため、最終処分場への搬入を断念せざるを得ない現状があります。

先般、各関係機関からもありました注意喚起の若狭湾沿岸の漂流物についてでも、一部であろう巨大な流木が数本ございました。これらを漁港施設に陸揚げ放置することや海洋移動、また、これまで産業廃棄物回収業者で処理をするなどせざるを得なく、負担が大きいものとなっております。現在も漁港内に、そういう漂流物の蓄積がたくさんある現状であります。

漁港の美化と負担軽減の観点から、大型トラックでも搬入できるよう簡易型計量器での測定対応や、搬入可能数量の一部基準を見直すことで対応ができないものか。京都府海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき対応いただいていると思いますが、当町の巨大漂流物・漂着物等の回収・処理について対応をお伺いいたします。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、漂流ごみ・海岸漂着物の処理についてお答えをいたします。

漂流物や漂着物の回収や処理については、議員ご指摘のとおり、京都府海岸漂着物等対策推進地域計画に基づいて行います。この計画には関係者の役割が示されており、伊根町は漁港管理者として、また一般廃棄物処理事業者としての役割を担っております。

基本的に、海岸漂着ごみなどは一般廃棄物に該当するため、市町村に処理義務がありますが、実務的には何でも受け入れられるものではなく、市町村で処理できる状態にしていただくことをお願いしております。

また、計画の中では、漁港管理者としては、管理海岸の清潔を保つために海岸漂着物等の回収や

処理に必要な措置を講じることとされ、一般廃棄物処理事業者としては、漁港管理者等の管理者が行う回収に協力することとされております。しかし、あくまで処理業務であって、収集運搬義務はございません。

さらに、漁業者についても、海岸漂着物の回収に協力することとされ、議員がおっしゃるとおり、操業時などに入網した漂流ごみなどをボランティアで回収していただいているところでございます。

町といたしましては、環境組合の基準に準じ、流木は厚さ12cm以下、1m未満に切断し結束していただければ、家庭ごみと同じように大型ごみで回収をしております。漂着・回収された漁網や比較的規模の小さい流木などは、最終処分場へ持ち込んでいただければ受入れをいたします。

ただし、大量になってしまう前に、軽トラックなど一定サイズ以下の車両で小まめに搬入していただければ、それら漂流・漂着ごみは全量受入れをいたします。

レアなケースとして、ロングボディーのクレーン付トラックでなければ搬入できないという正当な理由があれば、別途ご相談にも応じさせていただきますし、最終的にはそのトラックでの全量受入れも検討いたしますが、事前にご相談のほどをお願い申し上げます。

そのほか、昨年の事例になりますが、新井漁港で仮置きいただいた漂着・回収された漁網が24m<sup>3</sup>以上になったことから、新井漁港で直接大型トラックに積んで搬出したこともございます。仮置きが可能であれば、そういった手法も可能ということでご承知おきいただきたく思います。

さて、町の巨大漂流物・漂着物の回収・処理についての対応を伺うとのことでございますが、大きさは別として、漂着物などには多様なものがございます。過去には、近隣市町を含めた多量の注射針、また中身の入ったハングル文字のポリタンク、中国語表記のドラム缶などが漂着することもございました。このような場合は、京都府への通報を行い、処理方法について協議・決定し、それに従って処理する流れとなります。

その他に漂着船もあります。漂着船は他の漂流物とは異なり、財産として所有者特定のための調査、関係機関への照会を行い、不明な場合は財産処分の告示を経て、漂着地の管理者、例えば漁港管理者でございますが、管理者として処理するといった対応を行っております。漂着船を含みますが、水難救護法の拾得物に当たるものも同様の取扱いとなります。

議員のお話にもありました、今年の8月に若狭湾で確認された多数の流木の漂流に関連してでございますが、災害により生じた大量の流木への対応については、国の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を活用し、対応する方針です。この事業は、事業採択要件が1,000m<sup>3</sup>以上の要件があり、伊根町で採択されたことはまだございませんが、豪雨等により近隣河川から大量の流木が生じたときは、この事業を活用する方針でございます。

議員のご質問の大型トラックでも搬入できるための計量器やその対応、搬入可能数量の基準見直しまでは考えておりませんが、議員のおっしゃる大型漂着物なども、どのようなものなのか判断することになりますが、漁港に漂着した漁業者の手に負えないようなものの場合は、町としても回収・処理に協力いたしますので、ご相談お願い申し上げます。

いずれにいたしましても、京都府海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、町としての役割を担ってまいります。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 以上を持ちまして、長谷川議員の一般質問を終わります。

最後に、チャットGPTについてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

今年に入り、働き方改革に期待を寄せているChatGPTなど生成AIの取扱いについて、試験導入を検討する自治体が増えております。

ChatGPTは、人工知能で自然言語生成が優れているAIのことで、インターネット上の大量のテキストデータから学習を行うことで人間が会話をするような文章を生成し、ユーザーの質問に対して適切な回答をする能力を持っております。そのため、様々な主題に対して、人間のように考えて、独自の回答で答えることが可能であります。

具体的には、テーマに沿ったオリジナル文学作品の作成、文章の通訳、質問への回答、会話のシミュレーションなど多岐にわたります。この技術は、言語と文脈を理解して適切な応答を行うため、

人間と機械間のコミュニケーションを大きく改善し、人工知能が日常生活で活動できるようになる可能性も秘めています。

全国の自治体に先駆けて試験導入した横須賀市では、41日間で約2万6,000件の活用があり、使用した職員の8割以上が仕事の効率が上がるとの回答をし、継続利用したい旨の意を示したところあります。

生成AIの活用により職員の仕事の効率が上がることで、限られたリソースを新たな課題解決に振り向けることができるでしょうし、教育や福祉分野など人でなければできない業務への人的集中のチャンスができ、町民の利益向上へもつながるのではないかでしょうか。

調べによると、現在、京都府内で試験導入に向けて検討されているのは、福知山市、宮津市、亀岡市、八幡市、京田辺市、大山崎町、与謝野町の5市2町で、導入を決定されたのは城陽市であります。

当町でも、正しい方法で活用すれば、職員の負担軽減や業務の効率化、働き方改革にもつながるのではないかと考えることから、試験導入の検討の考えはないでしょうか。

以上について、町長に答弁を求めます。

○議長（佐戸仁志君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、議員ご質問のChatGPTについてお答えを申し上げます。

ChatGPTは、OpenAI社の開発された自然言語処理モデルの一つで、テキストベースのコミュニケーションを通じて人間のように対話できるAIアシスタントやチャットボットを開発するために使用できる高度な言語生成システムでございます。

ChatGPTは、インターネット上に存在する大量のテキストデータを学習することにより、ユーザーからの質問や指示に対して適切な回答を生成したり、会話の流れに従って自然な対話を進行させたりすることができます。

この機能により、議員もおっしゃるように文章の通訳、質問への回答、情報提供や教育など様々な場面で、自治体でも活用が期待されております。議員は、京都府内5市2町が試験導入を検討され、城陽市は導入を決定されたとおっしゃられましたが、全国的にも試験導入を開始している自治体は多く、その有効性や業務への影響などの検証が行われているところでございます。

逆に、新聞報道によると、鳥取県は回答内容の正確性のほか、入力する内容に個人情報などが含まれることを想定し、秘密保持の観点で課題があることを問題点とし、答弁資料作成や予算編成、政策作成といった県の業務で使用することを当面禁止するとされております。

こうした状況の中での伊根町における見解でございますが、非常に便利なものであることは承知しているChatGPTではございますが、その応答には誤情報も含まれるとの認識で、回答内容には信用性の検証が必要でございます。個人情報の保護の観点では入力を禁止する措置を講じる必要性があることなど、使用する場合には十分な職員教育を行うとともに、ハード及びソフト的な情報流出対策等、慎重な対応が必要と考えているところでございます。

議員おっしゃるように、正しい方法で活用すればという、そういう前提を付すのであれば、自治体業務においても有効な手段になり得るものと考えておりますが、それを本町で試験導入して検証するかどうかはまた別物でございます。そう思うところでございます。試験導入するならば、本来業務をした上でプラス作業として行う必要があり、その間の職員の負荷業務となります。また、他市町と違い実証環境が整っておらず、一定の費用負担が必要と分かっております。お金と労力がかかるわけでございます。

であるならば、本町がChatGPTの有効性の検証を行わなくとも、全国の多くの自治体が、京都府下でも複数の自治体が試験導入され、検証されており、その結果を基にされた判断を参考にさせてもらい、伊根町での導入の可否を判断すればよいと考えております。

追加して申し添えますと、京都府北部7市町で構成する京都府北部連携都市圏形成推進協議会では、今年度、ChatGPTを先行的に導入されている横須賀市から講師を招聘し、勉強会を開催しております。また、禁止とされている鳥取県も、活用の仕方のガイドラインを考えて、整理がつければ改めていきたいとされており、今はChatGPTの有効性と適正な利用方法を確立する時期であります。こういった情報共有や検証結果において、その有効性が確認され、個人情

報保護の課題などがクリアになるものであれば、その導入を前向きに検討したく思います。

何度も申し上げますが、小さな伊根町が全国に先駆けてやらなくとも、全国的な流れについていければよいと思います。そのほうが経費も労力も少なく済むわけでございます。

ちなみにでございますけれども、昔、光ファイバー、あれが始まった頃に、南山城村はいち早く導入しましたね。6億円かかりました。伊根町は導入しませんでした。三、四年遅れて導入しました。でも、そのときは、うちは7,000万円でできております。つまらないことを申し上げましたけれども、そのように思っております。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 以上を持ちまして、上辻議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

休憩します。11時10分まで休憩したいと思います。

休憩 11時00分

再開 11時10分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第3 議案第65号

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、議案第65号 令和4年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。1番、上辻議員。

○1番（上辻 亨君） それでは、令和4年度歳入歳出決算認定について、会派を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

令和4年度の一般会計、特別会計を通じて歳入決算額54億3,396万8,000円で、前年度に比べて7.6%の増となっており、予算現額に対する収入率は86.3%、歳出決算額は50億1,367万4,000円で、前年度に比べ6.7%の増となっております。予算現額に対する執行率は79.6%、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた収支額は4億2,029万4,000円となっておりますが、この中には、事業の一部を繰り越したこととに伴い、その財源として翌年度へ繰り越すべき財源1億1,066万6,000円が含まれているので、実質収支はこれを差し引いた3億962万8,000円の黒字決算となっており、各指標とも良好な値を示しております。

令和4年度は、物価高騰が高まる中、物価高騰対策として燃料購入券事業、電気・ガス・食料品価格高騰緊急支援給付事業を実施するなど、町民の家計負担軽減を図りました。また、伊根町コミュニティバスに代わる新たな交通システム、いねタクが運行開始されるとともに、太陽光発電設備と蓄電池設備を組み合わせた再エネ活用型EV充電設備を整備されました。また、町が改修した新たな飲食施設うらなぎ丸がオープンし、観光客でにぎわっているように聞いております。

令和5年5月8日から新型コロナウイルスが2類から5類に引き下げられたことで、町内へ来られる観光客も多く見られるようになりましたが、引き続き町内の道路整備をはじめ、空き家対策、耕作放棄地対策、イノシシ・鹿・猿等の有害獣対策をはじめ、少子高齢化が進む当町ではありますが、保健・医療・福祉、住民のニーズに対応したよりよいサービスの提供ができるよう努力していくいただき、まだ物価高騰が懸念されるところではありますが、持続可能なええまち伊根町の実現に向け、未来ある夢と希望の持てるまちづくりを今後も期待して、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論はありませんか。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 私は令和4年度決算に賛成の立場で、日本共産党議員団を代表して討論に参加します。

令和4年度決算は、実質収支は一般会計、特別会計を合わせて3億962万8,000円の黒字決算となりました。基金の残高は28億1,256万9,000円、起債残高は前年度末より1億

5, 073万9, 000円減の51億4, 093万2, 000円となり、財政が健全に運営されています。新型コロナ禍での生活への影響に対応した事業の遂行は、吉本町長をはじめ職員の方々の奮闘が表れたもので、大いに評価できるものです。

各事業の一部について、個別に意見を申し上げます。

伊根町コミュニティバスに代わり4月1日から運行を開始したいねタクは、町民の足として大いに利用されています。今後も便利な交通手段として、運用を工夫していってほしいと思います。

再生可能エネルギー活用型地域振興事業では、いねタクへの再エネ活用をはじめ、公共施設の再生可能エネルギーの設備の導入検討や漁業・農業分野での再エネ活用の検討が開始されるなど、今後に大いに期待します。

農業振興事業では、食味計により極上米の選別や市場販売調査が行われました。伊根町産の種子を使い、伊根で捕れた魚の廃棄物等を使って有機肥料を町内で作り、それを使って伊根のコシヒカリを栽培し販売するなど、伊根町米の物語化を進めることで有利な販売が望めるのではないかと思います。さらに調査研究を進めてほしいと思います。

有害鳥獣対策では、野生鳥獣被害対策運営協議会の開催や駆除の委託、侵入防止柵購入補助などが実施されました。昨今は農作物の被害だけではなく、鹿などによる交通事故なども多発しており、今後もその対策の強化をお願いします。

消防団の運営活動については、活動内容が整理されました。団員の皆さん伊根町民の安心・安全を守っていく活動に敬意を表します。団員の減少もありますが、過負荷にならないよう活動を進めていっていただきたいと思います。

教育関係では、コロナ禍での行事の規模の縮小や時間短縮などにより、学校生活はじめ交友関係にも大きな影響があったと考えられますが、地場産の食材を利用した学校給食に元気をもらっていたという生徒の声を聞いています。今後も伊根町らしさを生かした教育の推進を期待するところです。

職員の皆さん忙しいと思いますが、町民の元に足を運び、暮らしの様子をしっかり見ていただきたい。そして、小さい自治体のよさを生かした元気で風通しのよいまちづくりを目指し、町民の暮らしと命を守る立場で一層努力をしていただくことを期待しまして、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論ありませんか。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） ただいま議題となっております令和4年度決算認定の件について、会派を代表しまして賛成の立場で討論いたします。

長引いた新型コロナウイルスの影響も、5月8日から5類感染症となり、町民の生活や観光客もコロナ前に戻った感じがいたします。

まずは、医療関係者をはじめ、様々な立場でこれまでご尽力いただきました方々には感謝を申し上げます。ただ、住民の安心・安全を守る行政にあっては、再びの感染拡大を想定した対応を引き続き講じていく必要があります。

我が国は、令和4年の出生率が統計開始後初めて80万人を割るなど、人口減少等の進行に歯止めがかからず、労働人口の減少、人手不足による地域社会の衰退という負の連鎖の影響に加え、長引く物価高騰は生活や経済活動に深刻な影響を与えており、行政は住民、地域や産業を下支えする支援を講じなければなりません。

さて、本決算においては、一般会計、歳入は41億434万円、歳出37億3, 030万円で、前年度と比較して歳入で10%の増、歳出で9. 3%の増あります。歳入の増は、使用料及び手数料の増や町債の増が見られます。

事業としては、伊根バスを廃止し、乗合型のいねタクへと思い切った事業形態の展開を図り、効果を得たことあります。また、運営も伊根町ふるさと振興公社の直営としたことから、十分な成果が得られ、町民の評判もよく、町民の新たな足としての維持をするに値する事業あります。今後の進展が期待されるところであります。

また、エネルギー関連の整備においては、今後もUPZを絡め、事業展開が行われることを期待しております。

行政においては、人手不足の中、会計年度職員の採用、集落支援員の登用で多くの事業を実施しております。働き方改革を尊重するあまり時間的余裕がないため、現場経験や知識を蓄えることが物理的に困難な状況にならなければよいですが、懸念するところでございます。

人手不足は本町だけ特別なものではなく、全国的な問題であります。民間ができるることは民間の力や地域の力を借りる、その上さらにA Iの活用を試みるといった、そういったところへの財源の配分も今後は必要になろうかと感じております。

今後も大きな事業が目前に迫っております。限られた財源ではありますが、本町の目指す「みんなで創る ええまち」の実現に向けて、第6次総合計画を着実に推進し、次の世代に誇りを持ってつなぐことができるまちづくりを期待し、賛成討論といたします。

○議長（佐戸仁志君） ほかに討論ありませんか。討論がないようありますが、これで討論を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 令和4年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件は認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

#### ◎ 日程第4 報告第3号

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、報告第3号 専決処分の報告について（賠償額の決定及びその和解に関する事項）を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 報告第3号 専決処分の報告について（賠償額の決定及びその和解に関する事項）について説明（担当課長説明記載省略）

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 質疑がないようありますので、以上で報告第3号を終わります。

#### ◎ 日程第5 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

#### ◎ 閉 会

○議長（佐戸仁志君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

上程されました令和4年度決算認定をはじめとした全ての案件について、慎重審議の上ご可決いただき、無事閉会の運びとなりました。令和5年もあと3か月となりましたが、議員各位、健康に注意され、活発な議員活動をしていただきたいと思います。

また、執行部の皆様には、議会運営に格別なご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

理事者をはじめ幹部職員におかれましては、ご自愛いただき、町政運営に取り組んでいただきますようお願いいたしまして、閉会の挨拶とします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 11時28分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議會議長

署名議員

署名議員